



# 「環境先進都市大阪」の実現に向けて

大阪府環境局事業部企画担当課長代理 永谷 義一



新年明けましておめでとうございます。皆様方には、穏やかな新年をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。平素から本市廃棄物処理事業に一方ならぬご協力を賜りますとともに、し尿収

集業務につきましては、円滑かつ適切に遂行いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。さて、大阪府では、環境の保全と創造についての基本理念や基本施策を定めた「大阪府環境基本条例」を施行し、市民が安全・快適で健康に生活できる都市環境の確保を図り、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、自動車公害対策などの環境保全・環境創造に取り

これまでから、「大阪府一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者と連携した3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の取り組みを積極的に推進し、平成19年度のごみ処理量が約148万トンとなるなど、平成22年度の目標である147万トンを概ね達成する見込みとなっております。こうした中で、環境問題全般に対する市民の関心がますます高まっていることや、大阪市の財政状況を鑑み、ごみ処理コストの低減が喫緊の課題となっており、より一層の「ごみ減量・リサイクル」に向けての取り組みが

また、多数の人々が利用する建築物の衛生管理業務は、快適な都市生活を営むためになくはならない重要な事業であると認識しております。環境局といたしましては、今後とも人と環境が調和する「環境先進都市大阪」の実現を目指し、廃棄物処理事業の円滑な推進に努めてまいりますので、どうか今後とも一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

# 「水の都大阪」再生に向けて

より一層のご協力を

大阪府住宅供給公社理事長 阪倉 嘉一



新年明けましておめでとうございます。大阪府衛生管理協同組合の皆様方には、つつがなく平成二十一年の新春を迎えられました事と、心からお慶び申し上げます。また、平素は大阪府住宅供給公社の事業運営に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪府衛生管理協同組合の皆様方には、つつがなく平成二十一年の新春を迎えられました事と、心からお慶び申し上げます。また、平素は大阪府住宅供給公社の事業運営に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

からず影響があったなか、浄化槽維持管理業務につきましては、貴組合員の皆様方のご理解とご協力を頂き、従来と変わらぬ水質管理が行えましてことを深く感謝致します。当公社におきましては、依然として厳しい状況が続いておりますが、平成十七年四月の旧(財)大阪府住宅管理センターとの統合から5年という節目の年を迎えるとともに、昨年6月策定

した「自立化に向けた10年の取り組み」に基づき、さらなる経営改善に取り組みでまいります。また、大阪府・大阪市・経済界で構成する官民一体の取り組みである「水の都大阪」では、淀川改良工事から100年を迎える本年をシンボルイヤーとし、中核事業である「水都大阪2009」が本格始動することから、府市民の「水」に対する関心もより一層高ま

# 複雑な思い

大阪府衛生管理協同組合青年部委員長 金澤 一也



皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。今年も青年部に対するご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。国・環境省では、公共用

水質の確保、水環境の保全・向上を図るため、経済性、効率性に優れた浄化槽の整備を進め、また、大阪府の生活排水対策についても、「大阪府生活排水処理実施計画」を策定し、地域特性を踏まえて、下水

道整備が非効率な地域においては合併処理浄化槽による整備を進めているところと聞き及んでおります。「浄化槽が残る」ということは、大変喜ばしいことであると思っております。「地域特性」しかし、我々業者が許可或いは委託を受ける市町村各地域の下水道の整備状況も見のがすことは出来ないと思っております。下水道整備の着手時期が早かった地域においては、

浄化槽による整備、下水道の整備、それぞれの地域特性を踏まえてこそ、「牛の歩みも千里・ゆっくりでも着実に前へ進むことができる」と考えます。最後になりましたが、皆様方の益々の発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 大切な資源を活かして豊かな未来環境の創造へ

モリタエコノスは環境保全特殊車輛メーカーとして培った豊富な技術実績と新たな技術開発によりあらゆるニーズに合わせたご提案をいたします。



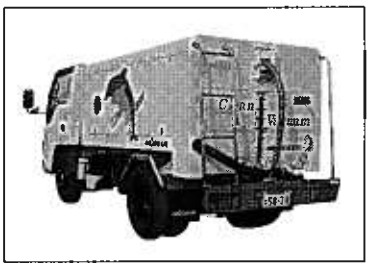
### 株式会社モリタエコノス

本社・工場 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号  
Tel.(072)995-0605 Fax.(072)993-5537  
http://www.morita-econos.com

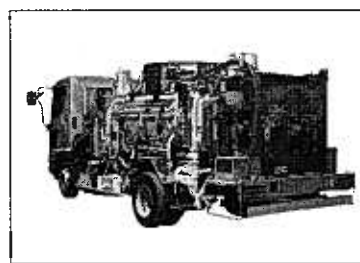
- 全国販売網及びサービス網
- 仙台支店 Tel.(022)237-4171(代)
- 秋田営業所 Tel.(018)845-4404(代)
- 埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代)
- 千葉支店 Tel.(043)243-2737(代)
- 東京支店 Tel.(03)5569-1740(代)
- 西東京営業所 Tel.(042)531-7581(代)
- 新潟営業所 Tel.(025)265-0276(代)
- 神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代)
- 静岡営業所 Tel.(054)281-2388(代)
- 名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代)
- 北陸出張所 Tel.(076)443-6055(代)
- 関西支店 Tel.(0798)34-6561(代)
- 京都営業所 Tel.(075)631-3391(代)
- 広島支店 Tel.(082)893-2231(代)
- 四国支店 Tel.(087)841-3330(代)
- 福岡支店 Tel.(092)591-1201(代)
- 鹿児島営業所 Tel.(099)282-8352(代)
- 北海道販売総代理店 (株)北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代)
- 北海道修理サービス総代理店 北海道特殊自販(株) Tel.(011)784-4222(代)



計量装置付バキュームカー



エコパネル(バキュームカー)



浄化槽水リサイクル車(浄化槽汚泥濃縮車)



計量装置付圧縮式塵芥収集車(プレスマスター)

# 「浄化槽シンポジウム大阪」の開催について

開催地の和泉市は泉州地域にあり、大和川以南のうち泉北丘陵以西の大阪湾に面した地域です。下水道整備状況は府下中・北部に比して地域格差があり、普及率は低い。和泉市の下水道は、昭和50年度に都市計画決定を行い、昭和52年から30年間の整備が南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター、泉北ニュータウン周辺の泉北処理場、鶴山台団地の高石処理場の3処理区で進められた。大阪湾に流入する泉州諸河川の水質は水質環境基準が昭和46年12月にCODに係る類型指定が、大阪湾では平成7年2月に全窒素、全リンに係る類型指定と達成予定年次が策定された。昭和30年頃の高度経済発展に伴う工場廃水対策実施により、現在は河川や海域の水質汚濁は家庭からの生活排水対策が主である。浄化槽は下水道を補完する代替え施設として位置づける。すなわち経済性、効率性に優れた生活排水処理施設として認知する。都市計画法に基づき下水道計画をその計画区域や同外であれ、浄化槽を極めて優れた生活排水処理施設として面的整備区域を設ける。特に都心から離れた地域、中山間地域では、下水道計画変更もあり得る。また、これらの地域は河川の自浄作用により清流が回復し、ホテルや魚影濃い親水環境が話題になる。しかし、この優れた浄化槽の知識普及については、泉州地域各市町村元や行政当局においても、十分でなく、いまだに暫定的なつなぎの施設であるとの考え方もある。汚染負荷の大きい生活雑排水を河川に未処理のまま流すのは、地域の水環境保全の面から考えると大いに問題となる。

平成21年2月5日(木)和泉シティプラザにおいて環境省主催による標記浄化槽シンポジウム大阪を開催し、浄化槽や水環境保全についての理解を深めていただくため、講演とパネルディスカッションなどを行います。(資料)

## 平成20年度浄化槽シンポジウム大阪

これからの汚水処理対策と浄化槽

入場無料



日時：平成21年2月5日(木) 13:00～16:00  
 場所：和泉シティプラザ 弥生の風ホール  
 主催：環境省 協力：大阪府

浄化槽は、各家庭に設置し、し尿と生活雑排水(台所や風呂などからの排水)を併せて処理する施設です。浄化槽や水環境の保全についての理解を深めていただくため、講演やパネルディスカッションなどを内容とする「浄化槽シンポジウム」を開催します。

### ACCESS

和泉シティプラザ  
 〒594-0241 和泉市いよさ敷町丁4番1号  
 和泉駅前 TEL.0725-57-6660

東北高速鉄道「和泉中央」駅より徒歩約3分  
 駐車場利用料 2時間まで無料、以降30分毎100円

和泉市のアクセス情報はホームページをご覧ください。  
<http://www.o-eikan.jp/index.html>



河川や海などの水質汚濁は、私たちの家庭からの生活排水(台所や風呂などからの排水)が大きな原因の一つであり、適正な生活排水の処理は、地域の水環境の保全を図る上で、重要な課題となっています。浄化槽は、各家庭に設置し、し尿と生活雑排水(台所や風呂などからの排水)を併せてその場で処理して河川に戻す、経済的で環境にやさしい施設です。

### Program

#### ◆基調講演◆

豊橋技術科学大学エコロジ-工学系教授  
 木曾 祥秋

#### ◆パネルディスカッション◆

\*テーマ\*  
 「これからの汚水処理対策と浄化槽」

\*コーディネーター\*  
 フリーアナウンサー、環境ジャーナリスト  
 富水 秀一

\*パネリスト(五十音順)\*  
 めだか愛好家(和泉めだかネットワーク元代表)  
 浅井 優  
 環境省浄化槽推進室長  
 川上 毅  
 河内長野市長  
 芝田 啓治  
 (社)大阪府環境水質指導協会 副会長  
 長井 政夫  
 大阪府立公衆衛生研究所 主任研究員  
 山本 康次

■問い合わせ先  
 環境省浄化槽推進室  
 TEL 03-3581-3351  
 (内線 6862, 6864)

大阪府衛生管理協同組合

組合の概要

設立年月日 昭和23年11月1日  
 定員 10,000名  
 組合員 29人

事業内容

- 1) 組合員に必要とする浄化槽の設置、保守及び修理の指導
- 2) 組合員の浄化槽の点検、保守及び修理費用並びに材料費の負担の軽減
- 3) 組合員の浄化槽の点検、保守及び修理費用の負担の軽減
- 4) 組合員の浄化槽の点検、保守及び修理費用の負担の軽減
- 5) 組合員の浄化槽の点検、保守及び修理費用の負担の軽減

役員体制

理事長 大塚 隆夫  
 副理事長 大塚 隆夫  
 会長 大塚 隆夫  
 副会長 大塚 隆夫  
 幹事 大塚 隆夫  
 監事 大塚 隆夫

大阪府衛生管理協同組合

20年夏に理事会の決議をいただきホームページを開設する運びとなりました。ごちやごちやと公私多忙の中、紆余曲折の末やっと10月末に作成できました。その後、なかなか開設出来ず、やっと12月初めに可能になりました。組合員皆様のご協力に感謝します。

建設現場の仮設トイレ汲み取り幹線、大阪市民・府民の当組合の問い合わせが多々あり、その際「衛生管理」という言葉に対する誤解(飲食店の衛生管理者講習会の受付等)や「大阪府」といふことで役所と間違わ

たたりいろいろあります。たので「ほっと」していただきませんか?とお願い合

また、「ホームページはあ

りませぬのか」とか問い合わせも多数ありました。正直、素人の皆でやっと作れ

特に、中心になって愚痴も言わず動いてくれた水越さ

んに感謝します。

大阪府衛生管理協同組合

当組合は、昭和23年に設立され、昭和40年には、中小企業等協同組合法により設立認可を受けた法人となりました。

長い歴史の中で、府内全域の浄化槽指導業務を担っており、市民の生活環境の改善、衛生管理に貢献してきました。

最近では、農産物の産地処理を担い、畜産物処理の展開も進めています。

＜新着情報＞

「浄化槽シンポジウム」開催  
 浄化槽シンポジウム大阪を開催し、浄化槽や水環境の保全についての理解を深めていただくため、講演やパネルディスカッションなどを内容とする「浄化槽シンポジウム」を開催します。

日時：平成21年2月5日(木) 13:00～16:00  
 場所：和泉シティプラザ 弥生の風ホール  
 主催：環境省 協力：大阪府

当組合のホームページは <http://www.o-eikan.jp/>

「大阪府衛生管理協同組合  
 ホームページ」の開設について

# 今後の組合活動について

当組合は平成20年12月1日に全国環境整備協同組合連合会を退会し、即日会員皆様にお知らせいたしました。今後の活動については「環境連脱退に至る経過」の中で若干言及しましたが、今回詳しくお話しします。

中央 計27社  
 東大阪市 松原市  
 八尾市 柏原市  
 羽曳野市 藤井寺市  
 合計96社

（2）活動内容  
 大阪府の下水道普及率は大阪府や淀川両岸地域で高く、泉州地域が低く、かなりの地域格差がある。相対的に北高南低なのは、淀川水系が水道水源であり、地域が低地で早期の水害対策事業着工等の歴史経過もある。これらの普及率の高い地域では、下水道の供用開始時から補償協議が始まり、現在は業務の極端な縮小・喪失に移り、最後の戸が終了までの継続協議が必要となっている。また、泉州地域は大阪湾に面した中小都市が多く、古くから繊維関係企業が発達した地域である。

昭和45年頃は河川水質汚濁の60%が工場排水で40%が家庭排水であったが、昭和55年には工場排水規制により16%まで削減され、家庭排水は80%近くに汚濁負荷が増えた。この傾向は平成になってからも同様です。公共水域の環境保全の観点から、生活排水対策は急がれます。平成10年に始まった3つの大阪湾岸流域下水道整備計画は平成22年に終了する。しかし、大阪湾や泉州諸河川の水質環境基準達成は流域下水道および公共下水道事業をより一層総合的な下水道計画に委譲し、種々の処理施設を活用して効果の上がる改善を策定実

（1）当組合の活動は理事会で方針を立案・決定し、総会決議を経て執行される。その内容は府下一円と地域特性の強い個別事例がある。理事は各ブロックより選出された地域代表です。ブロック名 組合員数 区分(市町村名)  
 大阪 計12社  
 大塚市 守口市  
 寝屋川市 四條畷市  
 門真市 大東市  
 堺市 計10社  
 和泉市 泉大津市  
 高石市  
 忠岡市  
 河内 計5社  
 富田林市 千早赤阪村  
 太子町 大阪狭山市  
 河南町 河内長野市  
 泉南 計25社  
 岸和田市 泉佐野市  
 阪南市 貝塚市  
 熊取町 田尻町  
 泉南市 岬町

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（2）活動内容  
 大阪府の下水道普及率は大阪府や淀川両岸地域で高く、泉州地域が低く、かなりの地域格差がある。相対的に北高南低なのは、淀川水系が水道水源であり、地域が低地で早期の水害対策事業着工等の歴史経過もある。これらの普及率の高い地域では、下水道の供用開始時から補償協議が始まり、現在は業務の極端な縮小・喪失に移り、最後の戸が終了までの継続協議が必要となっている。また、泉州地域は大阪湾に面した中小都市が多く、古くから繊維関係企業が発達した地域である。

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

## はじめてエコアクション21に取り組む方へ

はじめてエコアクション21に取り組み、認証・登録を受けようとする事業者は、以下の手順で取り組んでください。

### 1. 事業場における取組の手順

エコアクション21の取組内容は、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン(2004年4月環境省)」に記載されていますが、そのポイントは次のとおりです。

- 事業場からの環境負荷(二酸化炭素、廃棄物、水使用量は必須項目)を自己チェックします。ガイドラインには簡易な自己チェックシートがついています。環境負荷は継続して把握していきます。
- 環境への取組を自己チェックします。ガイドラインには200項目を超えるチェックリストがついています。この自己チェックによって、環境負荷削減のために重点的に取り組んでいく対策分野が明らかになります。
- アとイを踏まえて、①「環境方針」の策定(経営者が策定)、②「環境目標」(アの3項目は必須)の設定、③環境目標を達成するための「環境活動計画」の策定をします。環境活動計画では、事業場内での取組体制や化学物質などを使用する事業場での緊急時の対応も明らかにしておきます。
- 適用されている環境関連法規を整理し、遵守していることを確認します。
- 環境目標を達成するため環境活動計画に基づく取組を開始します。
- この間、1ヶ月ごとに環境負荷をチェックシートで把握し、記録しておきます。(必須3項目の環境負荷の削減によって、光熱水費などのコストが削減されることがわかります。)
- 3ヶ月から半年程度取組を実施したら、経営者は、これまでの取組を評価・見直し、必要な指示を行います。
- 以上の結果をとりまとめ「環境活動レポート」(①環境方針、②事業場概要、③環境目標と実績、④環境活動計画、⑤取組結果の評価、⑥環境法規の遵守)を作成し、外部の人でも入手できるようにしておきます。

### 2. 認証・登録の手順

- 「環境活動レポート」が作成されたら、次の手順で認証・登録の手続きを行います。
  - 事務局(地域事務局を含む)に審査の申込(申込の様式は事務局ホームページからダウンロードできます)をします。その際、審査人を指名してください。審査人リストは、事務局ホームページに掲載されています。環境活動レポートも事務局に提出してください。
  - 審査人による審査を受けます。あらかじめ審査人が相談させていただいて審査計画書を作成します。審査は、書類審査と現地審査です。
  - 事務局(地域事務局を含む)では、判定委員会において、環境活動レポート、審査人が作成した審査報告書などから認証の可否を判定します。
  - 事務局との間で認証・登録契約の締結を経て、「認証・登録証」が財団法人地球環境戦略研究機関理事長から発行されます。ロゴマークを使用することができます。環境活動レポートは、事務局のホームページでも公表されます。
- 以上が認証・登録までの手順です。認証・登録の期間は2年間で、約1年後には「中間審査」を受け、2年前までに「更新審査」を受けることによって認証・登録は更新されます。

### 解説

◆「環境経営(環境マネジメント)システム」とは何か?◆  
 環境経営(環境マネジメント)システム(Environmental Management System)は、組織が環境問題に効果的・効率的に取組み、環境経営を行うための基本的な仕組みであり、組織全体のマネジメントシステム(組織の経営管理システム)の一部を構成するものです。

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷(資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等)を減らすとともに、環境にやさしい製品やサービスの提供を行い、より良い環境を作っていくために、事業者の皆さんが、

- 自主的に環境への取組方針と目標等を定め(計画=P:Plan)
  - その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取組を行い(実施・運用=D:Do)
  - システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、改善し(点検・是正=C:Check)
  - 定期的にシステムを見直ししていく(見直し=A:Action)のPDCAサイクルを基本とし、これによってシステムと取組の継続的改善を図っていくことを目的としています。
- この環境マネジメントシステムは、国際標準化機構により国際規格ISO14001として発行されており、規格の要求事項に適合した環境マネジメントシステムを構築・運用していることについて第三者機関の審査(適合性評価)を受け、登録をすることができます。このことを、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムへの適合について「認証を取得」するとも言います。
- このISO14001は大手事業者を中心に広く普及していますが、一方で、中小事業者には認証取得に係る負担が大きいとの意見もあります。
- そこで、環境省では、中小事業者の環境への取組を促進するため、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組やすい環境経営システムのあり方を、エコアクション21環境経営ガイドラインとしてとりまとめました。

◆環境経営システムを構築すると、どんなメリットがあるのか?◆  
 今、皆さんの事業所では、次のような問題点はありませんか?  
 ・ルールを決めても、その場限りになってしまったり、いつの間にか守られなくなってしまう  
 ・事業所の内に、無理や無駄があることがわかってはいても減らせない  
 ・目標を立てても、なかなか達成できない  
 ・特定の人に仕事が集中し、その人が休むと仕事が進まない

そんな事業所では、このガイドラインに沿って、取組を進めてみてください。

PDCAサイクルに基づく環境経営システムを構築して取組むことは、

- 一人、あるいは特定の人ではなく、全員で取組む
- その場、その時の取組ではなく、決められたルールに基づいて行動する
- 取組に当たっての目標を明確にする
- 取組の結果を、きちんと評価する
- 出来なかった場合は、原因を明らかにする
- 毎日、毎年、取組を積み重ね、継続する

ということであり、事業所における様々な問題点の改善に役立ちます。

また、併せて、環境経営システムを構築して環境への取組を行うことにより、

- 省資源、省エネルギー、廃棄物削減によるコストダウン
- 環境汚染や事故による環境リスクの未然防止
- 事業所のイメージアップ
- グリーン購入への対応等の営業力の向上
- 取引先からの信頼の向上

等の効果も期待できます。

そして何よりも、地球や地域の環境を保全し、美しい地球を子供達に引き継いでいくことができます。

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に

（3）新しいビジョンによる活動  
 一般廃棄物処理事業は、地方自治法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によれば、市町村は、基礎的な地方公共団体として、すなわち住民の日常生活に最も密着した行政サービスとして一般廃棄物処理業務を実施する責務がある。明らかに一般廃棄物処理(清掃)事業は市町村の固有業務であり、公衆衛生、環境保全との関係が特に深く、我々事業者は、長年同業務に携わり、その経験に